

**「平成 2 0 年度与党税制改正大綱」  
(抜粋)**

（平成19年12月13日決定）

## 第一 税体系の抜本的改革の実現に向けて

わが国経済は、政府・与党が主導してきた構造改革の取組みもあり息の長い景気回復が続いている。一方、経済のグローバル化が進んでいる中、原油価格の動向やサブプライム住宅ローン問題が国民生活や内外経済に与える影響等に留意していく必要があるが、特に、原油価格の急騰については、政府・与党が一体となって対策の基本方針を取りまとめたところであり、その円滑な実施に万全を期していかなばならない。また、少子・長寿化が進展する中で活力に溢れた経済社会を実現していくためには、成長力強化と国・地方を通じた財政の健全化を車の両輪として、引き続き、実効ある成長戦略と着実な歳出歳入一体改革を推進していかなばならない。同時に、都市と地方、大企業と中小企業、異なる雇用形態の間などで生じているいわゆる格差の拡大に対しては、きめ細やかで温もりのある対応を講じていくことが求められている。

このような中で、わが国財政は、債務残高対GDP比が主要先進国の概ね2～3倍の約150%という危機的な状況にある。厳しい財政事情の下、2011年度には基礎的財政収支の黒字化を確実に達成するため、連年にわたり徹底した歳出削減や資産売却等に取り組んできており、今や政府の支出規模等の対GDP比の水準は主要先進国の中で実質的に最小となっている。今後とも歳出削減のみに頼った財政健全化を続ければ、国民が真に必要なとするサービスの供給に支障をもたらしかねない状況にあり、社会保障に対する国民の将来不安が経済に悪影響を及ぼしているとの指摘もある。とりわけ、国民的な関心が高いセーフティネットとしての社会保障関係費をとってみれば、今後、毎年約1兆円弱（給付費ベースでは年約2兆円）のペースで増大が見込まれており、給付の抑制のみによって対応することにはおのずと限界がある。もとより、引き続き行政改革を行い、行政組織が簡素で効率的な政府を目指すことは当然であるが、社会保障を始めとする公的サービスについては、活力と安心のバランスのとれた政府を目指すことが適当であり、給付に見合った安定的な財源を確保し、負担の先送りを断ち切らなければならない。

われわれは、社会保障給付や少子化対策の安定的な財源を確保する観点から、平成19年度を目途に、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組んでいくとの方針の下、本年秋以降、「安心できる社会保障・税制改革に関する政府・与党協議会」を立ち上げるなどの取組みを行ってきた。もとより給付と負担のあり方は、国民的な議論の中で行われるべき選択である。経済成長、歳出削減、資産売却等の取組みについては、過度に依存することには問題があるとの指摘がある一方、成長戦略の推進等に徹底して取り組むべきとの指摘がある。われわれは、今後これらの見方を踏まえ、国民の十分な理解と協力を得ることができるよう、こうした各般の取組みについて真摯かつ的確な検討を加えた上で、後世代に負担を先送りしないために必要な措置について、不退転の決意でその具体化に取り組む。

(中略)

消費税を含む税体系の抜本的改革については、今後、以下の「基本的考え方」に基づき、平成 16 年年金改正法やこれまで政府・与党が定めてきた累次の方針を踏まえ、早期に実現を図る。なお、税体系の抜本的改革を行うに当たっては、内外の経済動向を注視し、必要に応じ、機動的・弾力的に対応することとする。

#### 〔基本的考え方〕

- 1 税制の課題として、税負担の公平を確保し、税制の仕組みを納税者である国民から見てわかりやすい簡素なものにしていくとともに、できるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないよう中立性を確保する必要がある。

各税目それぞれが果たすべき役割を検討しつつ、所得課税にあっては所得税の各種控除や税率構造の持つ所得再分配機能及び法人税の税・保険料を含む法人負担のあり方、資産課税にあっては相続税の課税の公平性のあり方、消費課税にあっては消費税の社会保障と連動した設計のあり方、その他、自動車関係諸税のあり方（第二 6 において後述）等を総合的に検討する。

その際、いわゆる格差是正の問題や所得再分配機能のあり方、経済の活性化や国際競争力の強化、厳しい財政事情に留意する。

- 2 平成 21 年度における基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げに要する財源を始め、持続可能な社会保障制度とするために安定した財源を確保する必要がある。このため、年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、これらの費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、税体系の抜本的改革を行う。

その際、新たな国民負担はすべて国民に還元するとの原則に立って、経済動向等に左右されにくい消費税をこれらの費用を賄う主要な財源として位置付けた上で、社会保障財源を充実することを検討する。

- 3 また、税収はその時々々の経済状況により増減するものであることから、2011 年度単年度における基礎的財政収支の黒字化という目標が達成されさえすればよいものではなく、改革後の税制は、構造的・持続的に 2010 年代半ばにおける債務残高 GDP 比の安定的な引下げという目標を達成し得る体質を備えるものとする。また、最終的には財政収支の均衡を実現しなければならないことは当然である。

- 4 近年、地方法人二税の税収が急速に増加していること等を背景に、地域間の税収の差が拡がり、財政力格差が拡大する傾向にある。また、少子高齢化が加速する中、地方自治体の歳出は、社会資本形成から対人福祉サービスに大きく比重を移しつつあり、より安定した財源が求められている。

地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスの提供のためには、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実が必要である。地方分権改革、経済社会の構造変化、地方の歳出構造の変化等に対応し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築するため、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

## 第二 平成 20 年度税制改正の基本的考え方

### 1 地域間の財政力格差の縮小

地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。